

# 全国厚生労働関係部局長会議(労働分科会)資料

平成29年1月19日(木)

社会・援護局

# 生活困窮者自立支援制度について

# 生活困窮者自立支援制度について

## 1. 現状

- 施行3年目を前に、着実に制度が定着し始めている。

(現状)

	平成27年度	～平成28年10月
新規相談件数	22.6万件	35.6万件
プラン作成件数	5.6万件	9.4万件
就労・増収者数	2.8万人	4.2万人

## 2. 法施行における課題

- まだ支援につながっていない生活困窮者の存在
- 地域に就労や参加の場を求めて自立支援をしていく取組がまだ途上
- 任意事業のさらなる実施拡大
- 居住を巡る課題に対する支援の不足
- 特に、貧困の連鎖を防ぎ子どもの将来に向けた自立を支援することや、高齢の生活困窮者の生活をしっかりと支えることが社会的課題
- 自治体ごとの体制・取組の差の拡がり

## 3. 今後の方向性

- 平成29年度においては、
    - ・相談支援の充実に向けた工夫、都道府県による基礎自治体に対する積極的な支援、KPIの見直しなどにより、制度を着実に推進していくとともに、
    - ・子どもの貧困や居住を巡る課題などに対応するため、平成29年度予算(案)で必要な対応を図る。
  - また、生活困窮者自立支援法の附則第2条に定める検討規定を踏まえ、「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会」を開催している。生活困窮者に包括的な自立支援を行うに当たっての自治体・支援現場における施行上の課題を洗い出し、より効果的な支援を実施できるよう制度見直しについて検討している。
- ※「経済・財政再生計画改革工程表」では、次期生活保護制度の在り方の検討に合わせて、生活困窮者自立支援制度の在り方について検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずるとされている。

# 生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会

## 【設置】

生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)附則第2条に定める三年後見直し規定等に基づき、社会保障審議会での議論の前段として、今後の生活困窮者自立支援のあり方等について論点整理を行うため、「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会」を平成28年10月に設置。

## 【検討経過・今後の予定】

### ○ 10月6日に第1回を開催し、12月末までに5回開催。

第1回(10月 6日)生活困窮者自立支援法の施行状況

第2回(10月24日)自立相談支援事業、就労支援

第3回(11月14日)家計相談支援事業、貧困の連鎖防止、住居確保給付金 等

第4回(12月 1日)高齢者に対する支援、人材養成研修 等

第5回(12月19日)生活福祉資金、都道府県の役割、地域づくり 等

### ○ 第6回(1月23日)に、論点整理案を提示予定。

### ○ その後、論点整理をとりまとめる予定。

### ○ 平成29年度より、社会保障審議会に部会を設置し検討を行い、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)。

## 【構成員一覧】

相澤 照代	川崎市健康福祉局生活保護・自立支援室長
朝比奈 ミカ	市川市生活サポートセンターそら 主任相談支援員
大津 和夫	読売新聞東京本社編集局社会保障部次長
奥田 知志	認定NPO法人抱樸(ほうぼく) 理事長
菊池 馨実	早稲田大学大学院法学研究科長
櫛部 武俊	一般社団法人釧路社会的企業創造協議会 副代表
駒村 康平	慶應義塾大学経済学部 教授
生水 裕美	野洲市市民部市民生活相談課 課長補佐
新保 美香	明治学院大学社会学部 教授
田中 弘訓	高知市福祉事務所長
長岡 芳美	山形市社会福祉協議会 事務局長
西岡 正次	A'ワーク創造館 就労支援室長
野溝 守	埼玉県老人福祉施設協議会 副会長
前神 有里	一般財団法人地域活性化センター クリエイティブ事業室長
◎宮本 太郎	中央大学法学部 教授
森脇 俊二	氷見市社会福祉協議会 事務局次長
山本 英紀	長野県健康福祉部長
渡辺 由美子	NPO法人キッズドア 理事長
渡辺 ゆりか	一般社団法人草の根さえあいプロジェクト 代表理事
和田 敏明	ルーテル学院大学 名誉教授

(五十音順・敬称略)

(◎は座長)

# 生活困窮者自立支援法の検討について

## ○生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第百五号)附則 (検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## ◆経済・財政再生計画 改革工程表(平成28年12月21日経済・財政諮問会議決定)(抄)

	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度				
生活困窮者	《厚生労働省》 通常国会 概算要求 税制改正要望等 年末 通常国会						
	<③生活困窮者自立支援制度の着実な推進> 生活困窮者自立支援制度や求職者支援制度を効率的・効果的に運営する中で、就労・増収等を通じた自立を促進するため、地方自治体等において対象者の状態に合わせて適切に求職者支援制度の利用を促す 2017年度の次期生活保護制度の在り方の検討に合わせ、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む) <④雇用保険の国庫負担の当面の在り方の検討> アベノミクスの成果等により、雇用情勢が安定的に推移していること等を踏まえ、雇用保険料や国庫負担の時限的な引き下げ等について、必要な検討を経て、成案を得、2017年度から実現する					自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数【2018年度までに40万件】 自立生活のためのプラン作成件数【2018年度までに年間新規相談件数の50%】 自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【2018年度までにプラン作成件数の60%】 自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ(連絡・調整や同行等)件数【見える化】	就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに75%】 継続的支援対象者の1年間でのステップアップ率(※)【2018年度までに90%】 (※)「自立意欲等」「経済的困窮」「就労」に関する状況が改善している者の割合 生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数増加効果【見える化】 任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施状況【見える化】

# 生活困窮者自立支援制度における支援状況調査結果

## 【平成27年度】

- 平成27年度の新規相談受付件数は、約22.6万件。
- そのうち、継続的な支援のためプランを作成した件数は約5.6万件。
- 包括的な支援の提供により、約2.8万人が就労・増収につながった。

## 【平成28年度】

- プラン作成件数は、平成27年度に比べて着実な伸びが見られる。

【参考】国の目安値(人口10万人・1ヶ月当たり)・経済・財政再生計画改革工程表KPI

	平成27年度 目安値	平成28年度 目安値	KPI(平成30年度)
新規相談受付件数	20件	22件	年間40万人 →人口10万人・1ヶ月当 たりに換算すると26件
プラン作成件数	10件	11件	新規相談件数の50%
就労支援対象者数	6件	7件	プラン作成件数の60%
就労・増収率	40%	42%	75%

※ 就労・増収率については、H28から把握した実績を踏まえ、KPIを見直した

## 平成27年度

平成27年4月 ～ 平成28年3月	新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数	増収者数
	人口10万人 あたり		人口10万人 あたり		人口10万人 あたり			
	226,411	14.7	55,570	3.6	28,207	1.8	21,465	6,946

(件数、人)

## 平成28年度

平成28年	新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数		増収者数		就労・増収率 (②+③)/①
	人口10万人 あたり		人口10万人 あたり		(①)	人口10万人 あたり	うち就労支援対象 プラン作成者分 (②)	うち就労支援対象 プラン作成者分 (③)			
4月分	18,163	14.2	5,040	3.9	2,527	2.0	2,138	1,426	534	354	70%
5月分	19,006	14.8	5,312	4.1	2,615	2.0	2,079	1,382	589	365	67%
6月分	19,779	15.4	5,715	4.5	2,810	2.2	2,352	1,611	656	418	72%
7月分	18,610	14.5	5,508	4.3	2,699	2.1	2,304	1,571	665	438	74%
8月分	18,820	14.7	5,756	4.5	2,737	2.1	2,038	1,436	627	405	67%
9月分	19,171	15.0	5,581	4.4	2,665	2.1	2,183	1,502	597	426	72%
10月分	17,913	14.0	5,531	4.3	2,569	2.0	2,196	1,521	676	457	77%
合計	131,462	14.6	38,443	4.3	18,622	2.1	15,290	10,449	4,344	2,863	71%

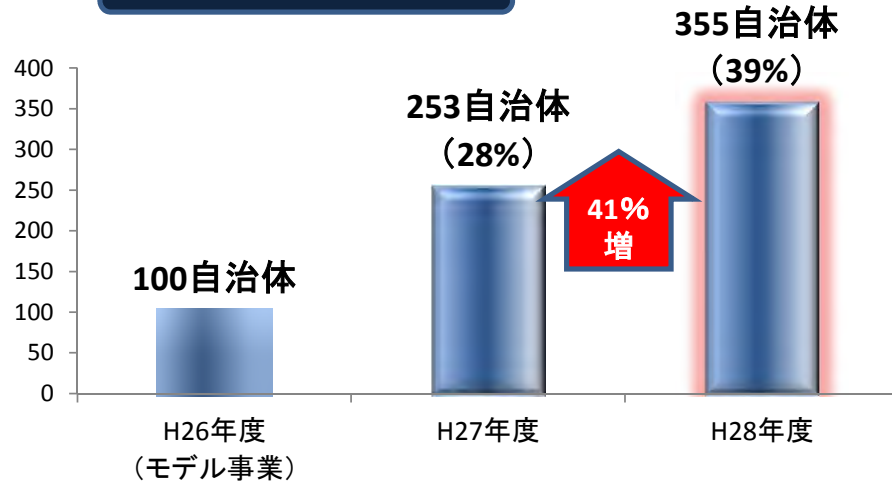
(件数、人)

※ 各項目の数値は概数であり、今後の整理の結果、異動を生じることがある。

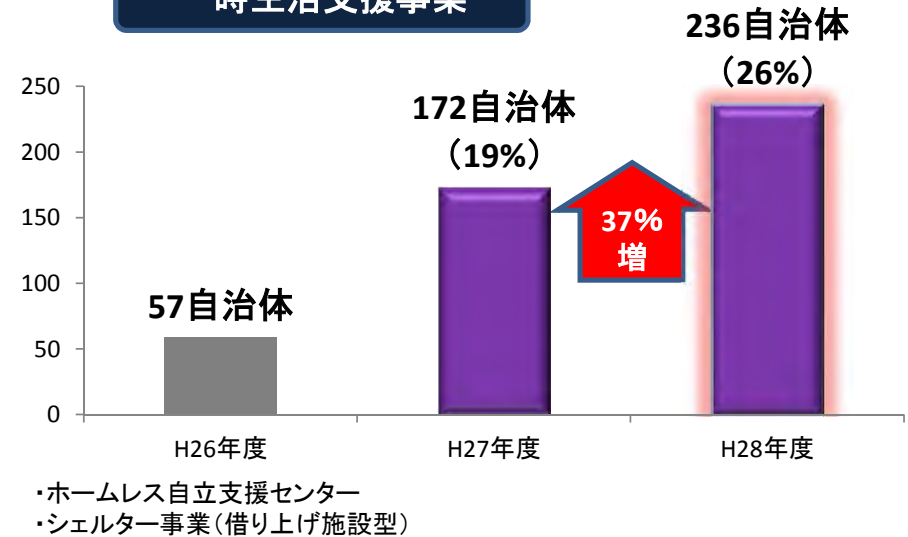
# 任意事業の実施状況

○ 平成28年度の任意事業の実施自治体数は、前年度の実施自治体数と比較して、大幅に増加している。

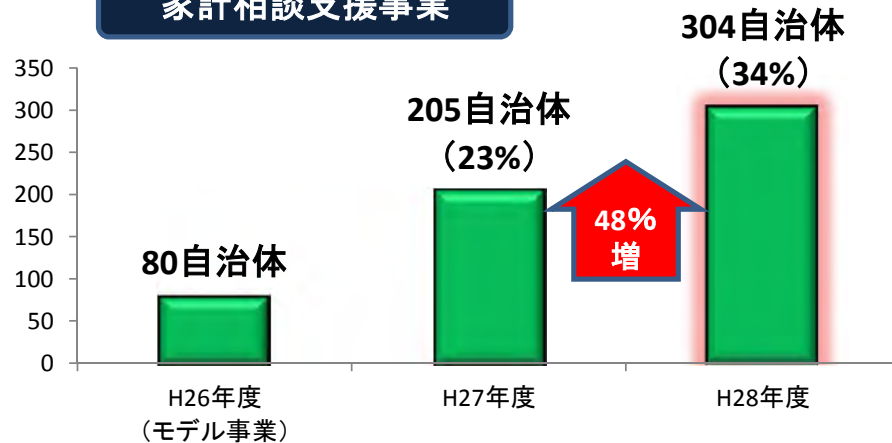
## 就労準備支援事業



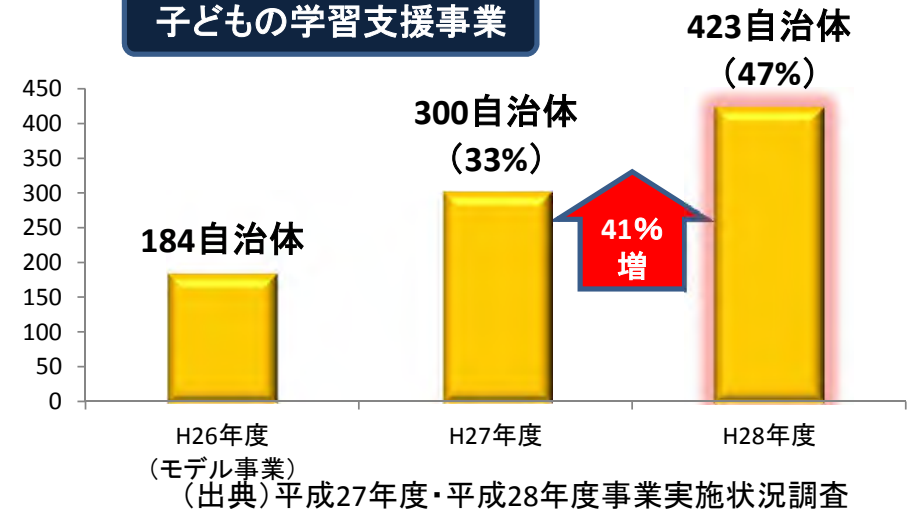
## 一時生活支援事業



## 家計相談支援事業



## 子どもの学習支援事業





# 平成29年度に向けた取組のポイント等について

## 1. 生活困窮者自立支援法の目指す目標等の再確認

- 生活困窮者自立支援制度が「新たな縦割り制度の一つ」にならないよう、包括的な支援を実現していくことが肝要。
- ブロック会議、全国担当者会議、ニューズレター等を通じて示してきたポイントを参考に、次年度においても取組を着実に進めることが重要。
  - ポイント①: 連携体制の構築、アウトリーチ、広報・周知方法など、相談支援の充実に向けた工夫が重要
  - ポイント②: 任意事業の実施、他制度との連携、地域における就労の場の確保等、地域資源の開発も含めた支援メニューの充実

## 2. 支援の提供体制の見直し・検討

- 本年度、様々な機会を捉えて情報提供してきた事業実施のポイントや取組事例等を踏まえ、各自治体においては、人員体制、事業構成等について今年度のものを所与とせず、次年度に向けて効果的・効率的な実施方法(人員配置、事業内外の役割分担等)を積極的にご検討されたい。

## 3. 都道府県の役割

- 都道府県においては広域自治体の役割として、特に以下6点について、積極的な取組をお願いしたい。
  - ① 基礎自治体における任意事業の実施に向けた働きかけや、広域での共同実施に向けた調整
  - ② 支援に携わる人材の養成に関して、国研修の伝達等を通じ、特に基礎自治体の支援技術の向上を図る
  - ③ 産業雇用部門のノウハウを生かし、基礎自治体の就労支援をバックアップする
  - ④ 都道府県に設置されている居住支援協議会と基礎自治体の関係づくりを支援する
  - ⑤ 都道府県が実施主体となる圏域において、支援を必要な方々に対して町村と連携し、効果的・効率的に支援を提供する
  - ⑥ 基礎自治体の行政担当職員等が情報共有等を図る場の設定

## 4. KPIの見直し

- 制度の施行状況や新たな評価指標の運用を踏まえ、①就労・増収率の引き上げ、②「ステップアップ率」の追加、③つなぎ先の見える化、について見直した。
  - ①就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに75%】
  - ②継続的支援対象者の1年間でのステップアップ率【2018年度までに90%】
  - ③自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ件数【見える化】
- 29年度の見込み値は、これらのKPIを踏まえ設定する。



## 平成29年度 生活困窮者自立支援法等関係予算（案）

○必須事業（負担金） 平成28年度 218億円 → 平成29年度 218億円

- ・自立相談支援事業
- ・住居確保給付金
- ・被保護者就労支援事業



○任意事業（補助金） 平成28年度 183億円 → 平成29年度 183億円

- ・就労準備支援事業（【新規】①生活困窮者等の就労準備支援の充実）
- ・被保護者就労準備支援事業（【新規】①生活困窮者等の就労準備支援の充実）
- ・一時生活支援事業
- ・家計相談支援事業
- ・子どもの学習支援事業（【新規】②教育機関との連携強化）
- ・その他の生活困窮者の自立促進事業（【新規】③居住支援の強化）



○合計 平成28年度 400億円 → 平成29年度 **400億円**

※ 計数は四捨五入による。

# ① 生活困窮者等の就労準備支援の充実について

平成29年度予算(案):5.1億円(うち困窮者分1.2億円)

- 被保護者等(生活困窮者を含む)の中には就労意欲の低下や社会との関わりに不安を抱える等、複合的な課題を抱え直ちに就職することが困難な者もある。
- こうした状況の者については、これまで被保護者就労準備支援事業や生活困窮者の就労準備支援事業等において、就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を実施してきているところ。
- その上で、さらに従来の支援では一般就労につなげることが困難であるが、**障害者等への就労支援のノウハウを活用することで、一般就労に挑戦できる状況になると見込まれる者に対しては、その特性に応じた支援を行うことを推進する。**

事業概要

- 障害者等への就労支援のノウハウを活用するため、専門知識や技術を持つ担当者を含めたチーム支援を実施及び連携体制を構築する。
- これまでの就労支援(準備含む)では効果が出なかった被保護者等に対して適切なアセスメントに基づく支援を実施し、早期に一般就労及び次のステージ(就労支援事業等)へ移行させることを目的とする。

## 【実施のイメージ】

### 自治体直営で実施

#### 委託による実施(※)

##### 【委託先の要件(案)】

- 障害者に対する就労支援ノウハウがある。
- 短期間でメリハリのある支援を実施している。
- 一般就労に結びつけることを目指し、移行率も高い。
- 生産活動や職場体験の機会の確保ができる。

##### 【委託先の例】

障害者の一般就労への移行支援のノウハウを有する社会福祉法人等

一般就労につなげることが困難な者

### 【従来の支援】

## 新 【特性に応じた支援の実施】

### 障害者等への就労支援により蓄積されたノウハウを活用

- 専門職による適切なアセスメントや支援の実施・フォローアップにより、利用者の状態像に応じた適切な支援を実施

職業訓練等の支援  
(就労準備支援担当)



福祉専門職による支援  
(就労支援のノウハウ)



**チーム支援**  
(連携体制の構築)

#### 【福祉専門職の例】

- 社会福祉士 ○ 精神保健福祉士
- 介護福祉士 ○ 臨床心理士 等

#### 【主な業務の例】

- 対象者に対するアセスメント(就労阻害要因の把握等)
- 支援計画の作成(適職の選定、適切な支援手法の検討)
- 支援におけるフォローアップ(信頼関係の構築、心身の健康状態の把握等)

就労準備支援

### 特別の支援を必要とする者

長期間求職活動の成果が出ない者等の中には、外見的には認識しづらい何らかのハンディキャップを持つ者があり、障害者等への就労支援ニーズと類似する。



※本事業の詳細については別途通知するが、委託により実施する場合には、「被保護者就労準備支援事業の実施について(保護課長通知)」の規定を適用し、原則1年間を超えない期間で行うものとするため、委託先の選定に当たってはご留意いただきたい。

## ② 子どもの学習支援の推進について

平成29年度予算案：35億円

- 平成26年度に「子どもの貧困対策大綱」が策定、27年度には「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」が策定されるとともに、28年度には「ニッポン一億総活躍プラン」に子ども関連の施策が盛り込まれるなど、昨今、子どもの貧困対策関係ではたびたび施策の充実が求められている。
- そうした動きを踏まえ、以下の点について強化を図るなど、子どもの学習支援事業を更に推進する。

### 課題と必要な対応

【課題】 事業の実施や充実を図るためには、子どもの状況を把握している学校や教育委員会との連携に必要性を感じているものの、十分に連携が取れていない状況。

※約40%が「小中学校との連携」、約65%が「教育委員会との連携に必要性を感じている」と回答(学習支援事業の運営実践事例集報告書より)

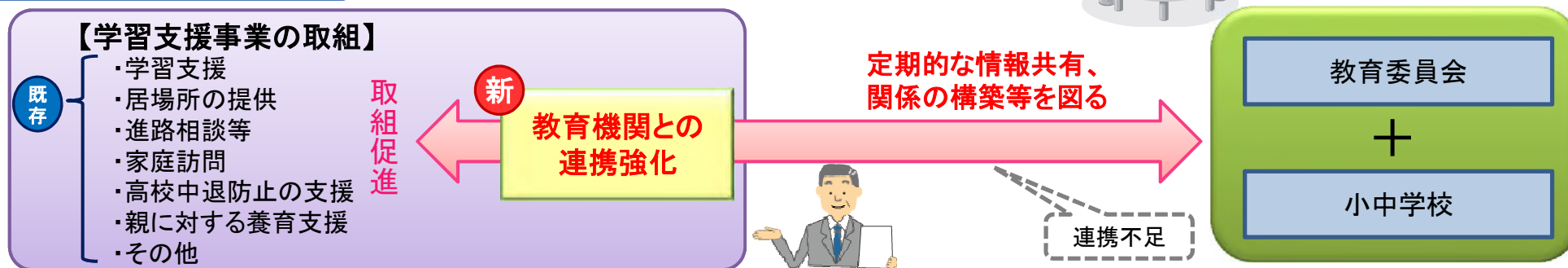
【対応】 学校や教育委員会との定期的な情報共有、関係の構築等を図るため、教育機関との連携を強化。

### 期待される効果、実施方法

**期待される効果** ⇒ 教育機関と定期的な情報共有の場を設け、事業趣旨の共有を始めとした関係を構築することで、学校等が把握している子どもの情報が共有されやすい環境をつくる。これにより、子どもの課題や状況に応じた支援が更に充実するとともに、事業の対象となる子どもの掘り起こしや、子どもだけでなく親も含めた世帯支援につなげるきっかけとなることが期待できる。また、教育機関との良好な関係を構築することで、事業の受託先となり得る地域の教員OB等の教育経験者や団体の紹介も期待される。

**実施方法** ⇒ 福祉事務所設置自治体にて実施。

### イメージ図



## ③ 生活困窮者自立支援制度における居住支援の取組強化

### 1. 方向性

自立相談支援事業の相談者について、賃貸住宅の入居・居住に関して直面している困難（家賃負担、連帯保証、緊急連絡先の確保等がネックとなり賃貸住宅を借りられない）を踏まえた個別支援を充実する。

→ こうした困難を抱える者は、身寄りがない、世帯の経済基盤が弱い等の事情が背景にあると考えられ、自立相談支援事業の相談者像そのもの。相談者の課題を踏まえ、家賃を下げる、保証や見守りのサービスを組み合わせるといったオーダーメイドの居住支援コーディネート機能が必要。

### 2. 支援内容

#### 【1. 個別支援】

○相談者の課題を踏まえ、必要な物件像や居住支援サービスを見極め、不動産事業者へ同行し、物件探しや契約の支援を行う。

#### 【2. 物件やサービスの情報収集、担い手開拓】

○不動産関係者・福祉関係者の有する物件や居住支援サービスの情報を収集し、不足しているものについては担い手を開拓する。

#### 【3. 潜在ニーズへの対応】

○病院の医療ソーシャルワーカー等と連携し、入院・入所中に借家を引き払っている等で退院・退所後の居住支援を要する者を把握し、自立相談で継続的に支援する。

具体的には、以下のような取組を想定。

- (1) 地元の不動産事業者から、保証人や緊急連絡先がなくても入居できる物件、家賃が低めの物件などの情報を収集
- (2) 民間の家賃保証サービスや協力を得やすい不動産事業者リストなどについて、都道府県の居住支援協議会から情報収集
- (3) 緊急連絡先の代わりになりうる見守りサービス等について、市町村の福祉担当や社協などから情報収集
- (4) 家賃保証や緊急連絡先の引き受けについて、厚労省が提供する取組事例を元に社会福祉法人等に打診、スキームづくり
- (5) 取組事例を元に、物件サブリース等により緊急連絡先不要で安価な住居を自ら提供する社会福祉法人を開拓

### 3. 平成29年度予算案

【予算額】 2.5億円（100箇所程度を想定）

【補助率】 1/2



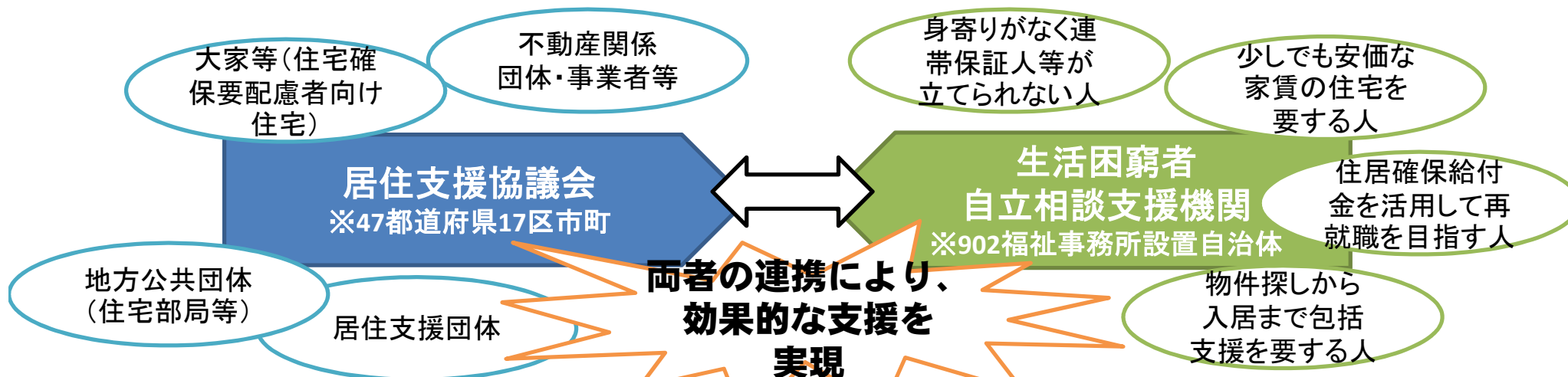
## 住宅確保要配慮者に対する住宅・福祉行政の連携の推進

- 生活困窮者を含む住宅確保要配慮者に対しては、従来より国土交通省において住宅セーフティネット機能の強化に取り組み、支援を充実させてきている。厚生労働省が実施する生活困窮者自立支援と連携を深めることにより、支援を要する者を的確に把握し、効果的な支援を実現。
- また、福祉行政と住宅行政のより一層の緊密な連携を図るため、厚生労働省と国土交通省の関係局職員による情報共有や協議を行うための「福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会」を平成28年12月に設置。

各地でネットワーク化が進んでいる居住支援協議会において、住宅セーフティネット関連の支援情報(※)が集約されている。

※住宅確保要配慮者でも入居しやすい住宅の情報や家賃債務保証等のサービス等

全国に設置されている生活困窮者自立相談支援機関において、様々な居住支援のニーズが顕在化。生活困窮者自立支援は、ニーズに合わせたオーダーメイドの包括支援が特徴。



### 【平成29年度予算(案)における対応】

民間賃貸住宅や空き家を活用した新たな住宅セーフティネット制度を構築し、居住支援協議会の取組や、空き家等を活用した子育て世帯等向けの住宅整備等に対して支援

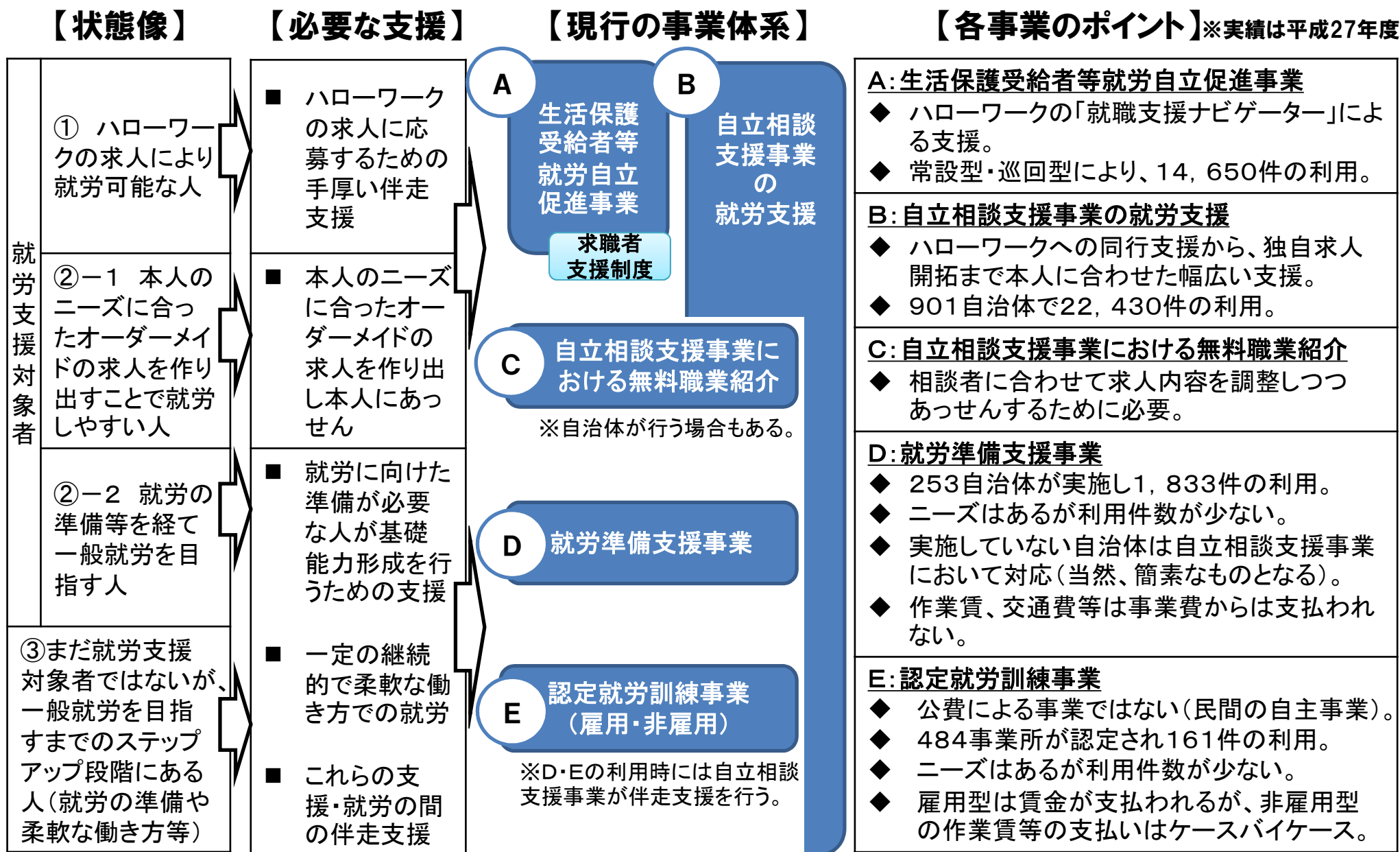
### 【平成29年度予算(案)における対応】

相談者個別支援や物件・サービスの情報収集・担い手開拓を実施

# 生活困窮者自立支援制度 における就労支援について

※現在開催中の「生活困窮者自立支援のあり方に関する  
論点整理のための検討会」資料より一部抜粋。

# 生活困窮者の就労支援ニーズと就労支援の体系





# 就労支援等の利用状況と支援効果①

- 自立相談支援事業の就労支援においては、一般就労を目標とする人に対する就労支援を中心に取り組んでおり、約7割の就労・増収率となっている。  
※就労・増収率については平成28年度からの把握となっており、通年の実績値ではないことに留意が必要。

## 1. 自立相談支援事業の就労支援

実施自治体	901自治体
利用件数(累計)	22,430件(H27年度)



**就労支援対象者**  
(※) 就労・増収率 71%  
(就労率のみの場合56.2%)  
(H28.4~7)

※就労支援対象者は、プラン期間内での一般就労を目標としている人。

(出典)「生活困窮者自立支援制度における支援状況調査」(厚生労働省社会・援護局生活困窮者自立支援室)。

## 参考:生活保護受給者等就労自立促進事業

(労働局・ハローワークと自治体との協定に基づく連携を基盤に、地方自治体にハローワークの常設窓口の設置又は巡回相談の実施などワンストップ型の支援体制を整備し、自治体の福祉部局とハローワークが一体となった手厚い就労支援を行う事業。生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者等の生活困窮者などを対象として実施)

常設窓口設置自治体(※)	158自治体
巡回相談実施自治体(※)	865自治体
利用件数 (生活困窮者分の累計)	14,650件 (H27年度)



**生活困窮者分** 就職率(※) 64.6%  
(H27年度)

※就職率は、本事業の支援対象者のうち、常用雇用(期間の定めのない雇用)の求人等に応募し、就職した人の割合。

(出典)厚生労働省職業安定局就労支援室。

※自治体数はH27. 6. 1現在。市町村ベースであり、困窮者法の実施主体である901福祉事務所設置自治体とは対応しない。

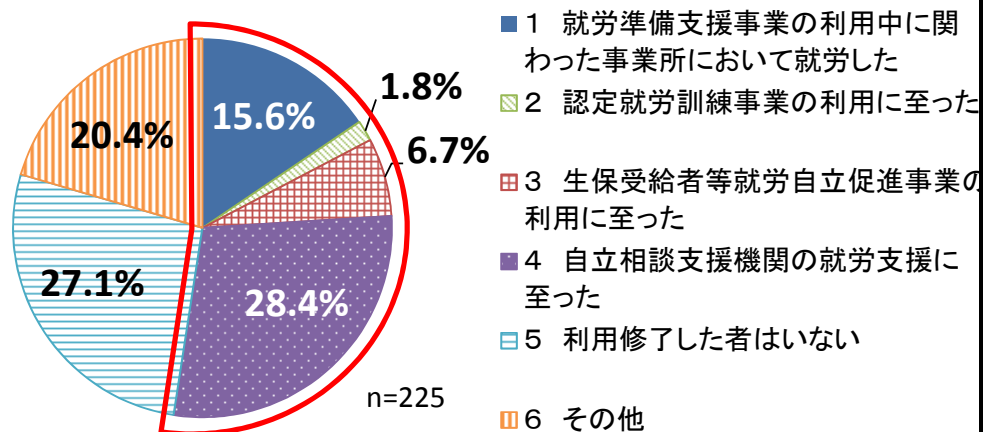
# 就労支援等の利用状況と支援効果②

- 一般就労の前段階の人に対する支援としては、就労準備支援事業と認定就労訓練事業があるが、
- ・ 就労準備支援事業については、利用中に関わった事業所で就労したり、一般就労を目指す段階へ移行するなど、着実なステップアップが図られている。
  - ・ 認定就労訓練事業については、一般就労の前に一定の継続的な柔軟な働き方での就労を想定した事業であり、そのような利用実態が確認できる。

## 2. 就労準備支援事業

実施自治体	253自治体(H27年度) 355自治体(H28年度)
利用件数(累計)	1,833件(H27年度)

### ◆就労準備支援事業利用者の終了後の状況 (実施自治体が最も多いパターンを回答)

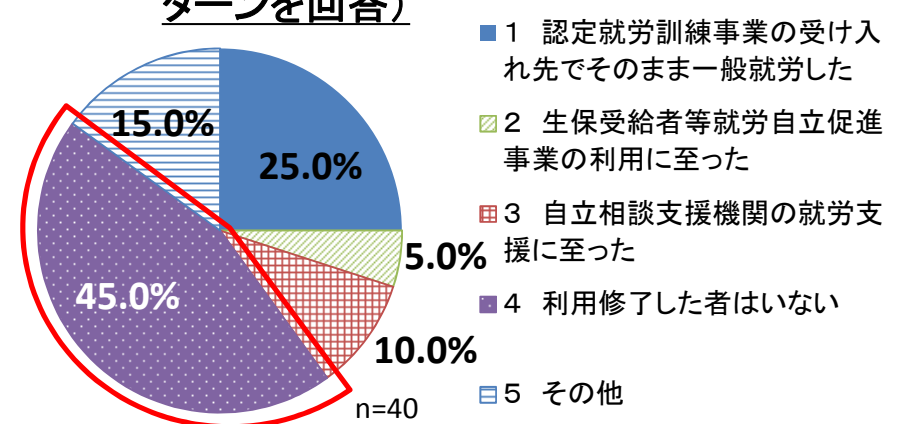


(出典)平成27年度自立相談支援事業等実績調査

## 3. 認定就労訓練事業

認定箇所数	484件(H27年度)
利用件数(累計)	161件(H27年度)

### ◆認定就労訓練事業利用者の終了後の状況 (利用実績のあった自治体が最も多いパターンを回答)



(出典)平成27年度自立相談支援事業等実績調査

# 生活困窮者の就労支援に関連する労働施策の動き

## ○ 雇用対策における国と地方の連携の抜本的強化（職業安定法の見直し関係）

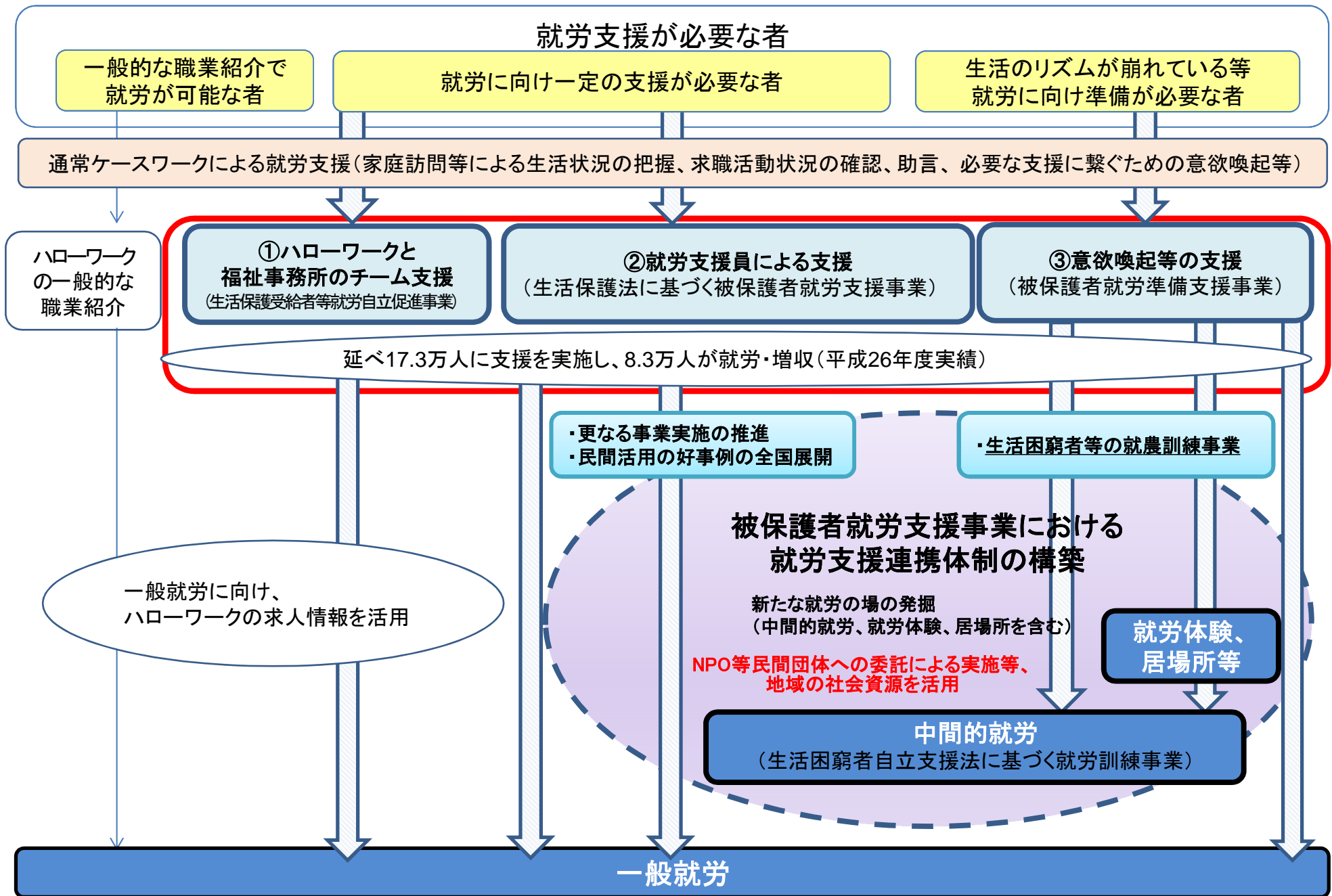
- 第6次地方分権一括法（平成28年法律第47号）による職業安定法の改正により、「地方版ハローワーク」の制度が創設。（平成28年8月20日施行）地方公共団体が無料職業紹介を実施する際の国への届出の廃止やその他各種規制の緩和により、地方公共団体が創意工夫に基づいて自主的に無料職業紹介を実施できる体制が整備された。
- 生活困窮者には、本人や家族等に就労を制約する様々な事情があることが多く、ハローワークによる支援の他に、地方公共団体が無料職業紹介事業により本人の状態に合った求人開拓を行う等のオーダーメイドの就労支援が必要な者が存在するため、今回の見直しを踏まえ、福祉部局と連携し、無料職業紹介事業の実施を積極的に検討いただきたい。

## ○ 生活保護受給者等を雇い入れる事業主に対する助成措置の創設について

- 今般、生活困窮者を含む生活保護受給者等（地方公共団体が労働局・ハローワークと締結した協定に基づきハローワークに支援要請を行った者）を、ハローワークや特定地方公共団体（注）、一定の要件を満たした民間職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主に対する助成措置が創設された（平成28年度第二次補正予算）。
- これにより、ハローワークに対し職業紹介等を行うことを要請している生活困窮者を雇い入れた事業者に対して、1人につき1年間で最大60万円の助成が可能となるので、生活保護受給者等就労自立促進事業（ナビ事業）による支援対象者と見込まれる者の支援に当たっては、福祉部局と連携し、本助成金について積極的なご活用をお願いします。

（注）地方版ハローワークを運営している地方公共団体

# 生活保護受給者の就労支援の流れ



# 生活困窮者自立支援制度 における就労支援について (参考資料)

※現在開催中の「生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理のための検討会」資料より抜粋。



# 就労準備支援事業について

## 事業の概要

- 生活リズムが崩れている等就労に向け準備が必要な者を対象として、一般就労の準備としての基礎能力の形成に向けて、最長1年間の集中的な支援を実施。(平成27年4月施行の生活困窮者自立支援法により創設)

## 支援のイメージ

- 対象者の様々な状態像に応じて、多様な支援メニューを組み合わせたプログラムを作成。
- プログラムにより、一般就労に向けて、計画的かつ一貫した支援を実施。

### 対象者の様々な状態像

- 決まった時間に起床・就寝できない等、生活習慣の形成・改善が必要
- 他者との関わりに不安を抱えており、コミュニケーション能力などの社会参加能力の形成・改善が必要
- 自尊心や自己有用感を喪失している
- 就労の意思が希薄・就労に関する能力が低い等



### 様々な状態像に対応できる多様な支援メニュー

- 日常生活自立、社会生活自立、就労自立の3つの自立段階を想定した多様な支援メニューによる支援。(対象者の様々な状態像をカバーできる事業の幅が必要)
- 通所、合宿等の様々な形態で実施。

(多様な支援メニューの例)

- ・ワークショップ ・セミナー ・グループワーク ・職場見学 ・就労体験 ・模擬面接
- ・応募書類作成指導 ・キャリアコンサルティング ・ボランティア活動への参加 等

(生活・健康講座)



(農作業体験)



(封入作業)



(PC講座)



(就職面接等の講座)



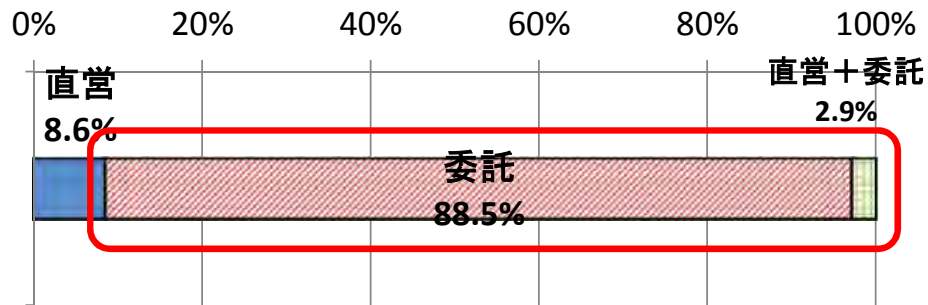
## 期待される効果

- **一般就労の準備としての基礎能力の習得により、一般就労に向けたステップアップを図ることができる。**

# 就労準備支援事業の実施状況①

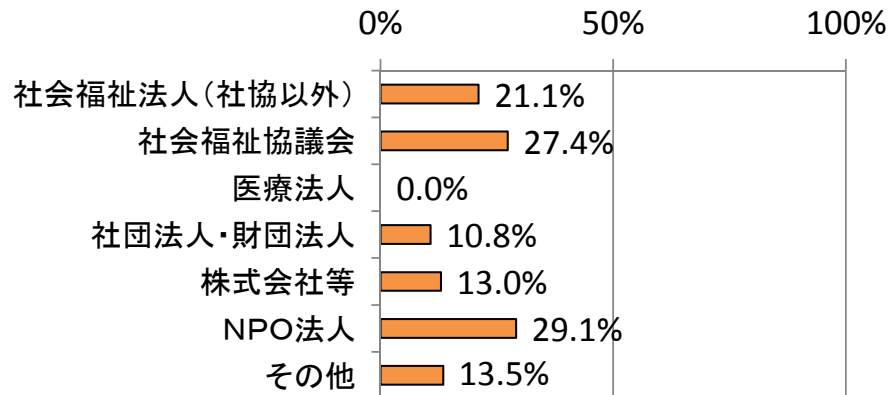
- 運営方法については、直営方式との併用を含めて91.4%の自治体が委託により実施している。
- 委託先はNPO法人(29.1%)が最も多く、次いで社会福祉協議会(27.4%)となっている。
- 就労準備支援担当者の配置状況は、実人数で550人、1自治体平均2.4人となっている。

## 1. 運営方法 n=244



(出典)平成27年度事業実施状況調査

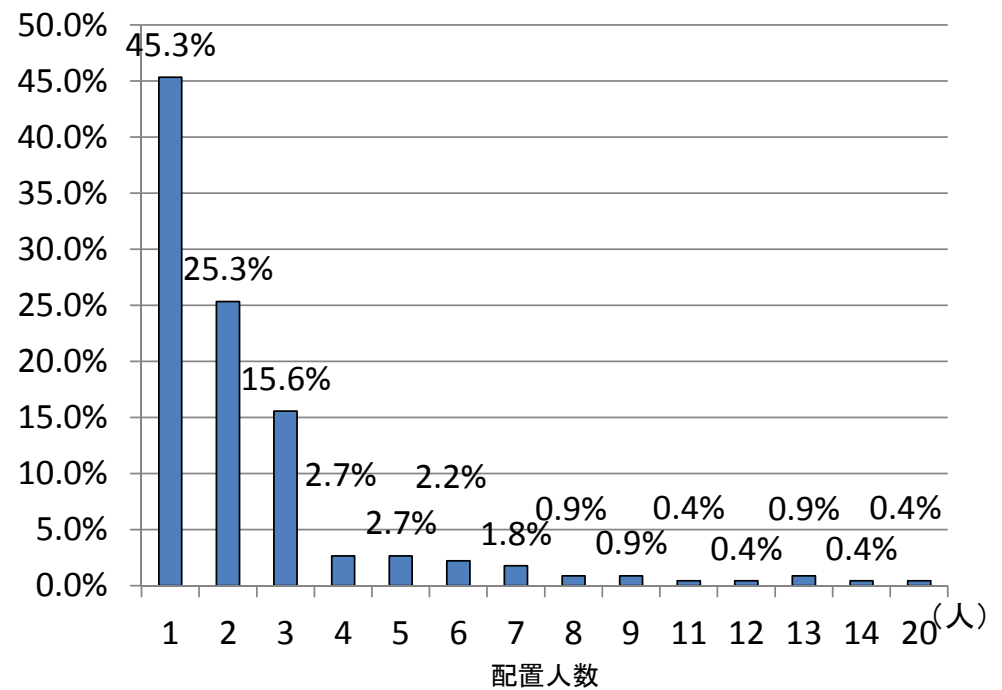
## 2. 委託先 n=223



(出典)平成27年度事業実施状況調査。複数回答可。

## 3. 就労準備支援担当者の配置状況 n=225

配置人数	合計550人 (1自治体平均2.4人)
------	------------------------



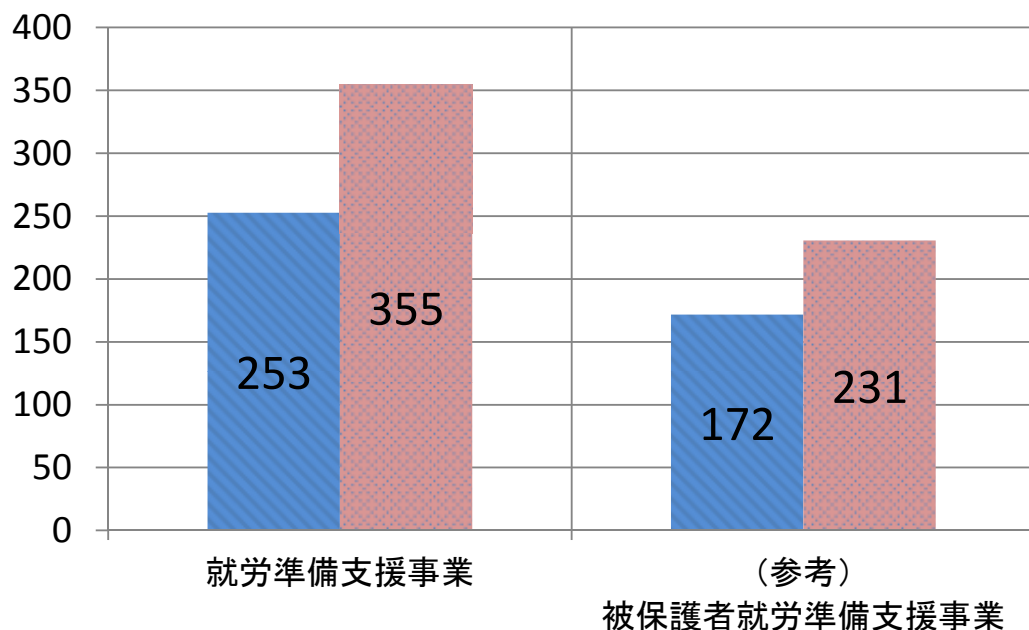
(出典)平成27年度自立相談支援事業等実績調査



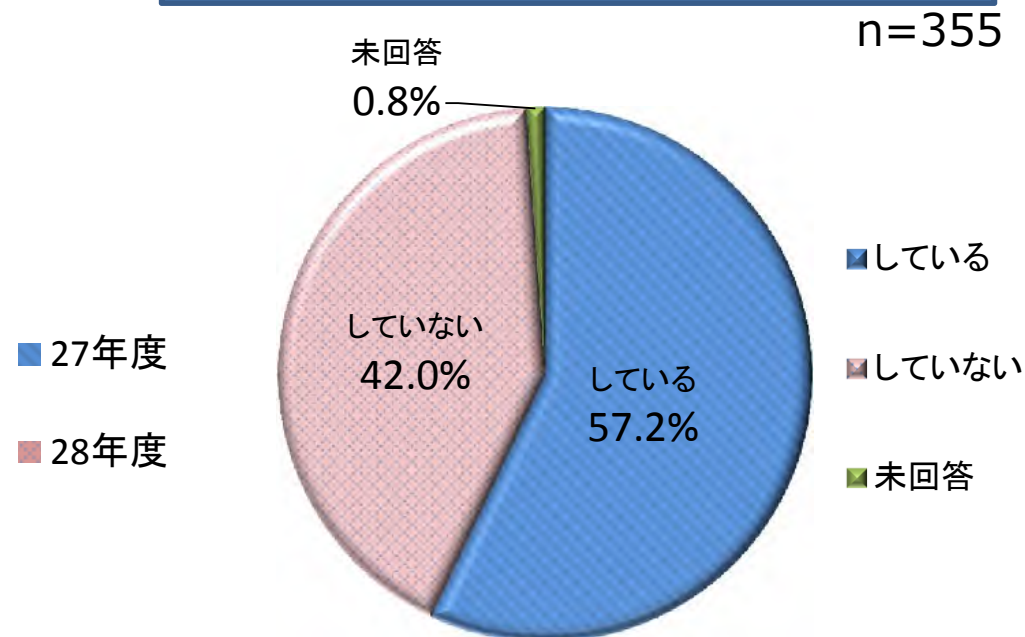
# 就労準備支援事業の実施状況②

- 実施自治体数は、平成27年度(253自治体)から平成28年度(355自治体)にかけて約40%増加。※被保護者就労準備支援事業も同様に、昨年度より実施自治体数が増加。
- 実施自治体のうち、被保護者就労準備支援事業と一体的に実施している自治体は、57.2%。

## 1. 実施自治体数 n=901



## 2. 被保護者就労準備支援事業との一体的実施の有無 n=355



(出典)【就労準備支援事業】平成27,28年度事業実施状況調査  
 【被保護者就労準備支援事業】厚生労働省社会・援護局保護課調べ

(出典)平成28年度事業実施状況調査

# 就労準備支援事業の利用状況①

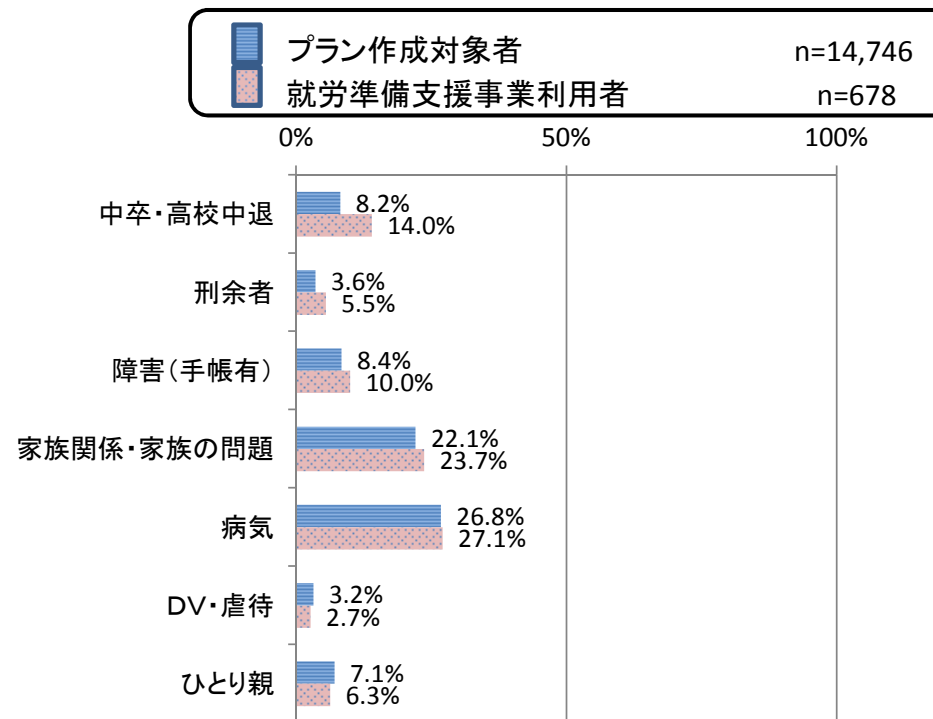
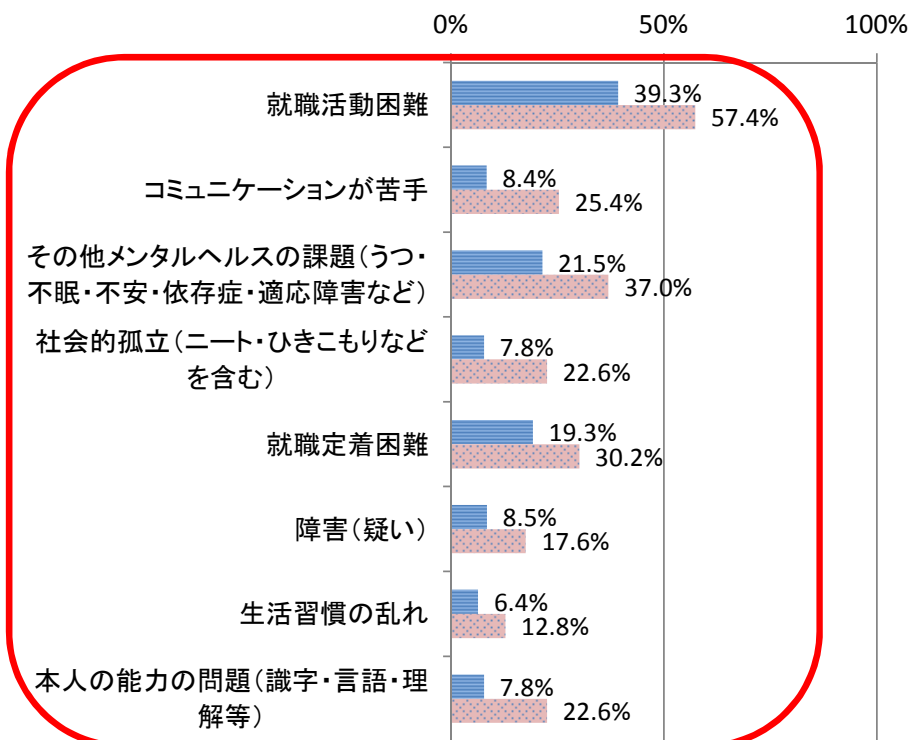
- 就労準備支援事業の利用件数(平成27年度)は、1,833件。
- 就労準備支援事業の利用者は、プラン作成対象者全体と比べて、「就職活動困難」、「コミュニケーションが苦手」、「その他メンタルヘルスの課題」、「社会的孤立」、「就職定着困難」、「障害(疑い)」、「生活習慣の乱れ」、「本人の能力の課題」といった特性を有している。

## 1. 利用件数(平成27年度)

就労準備支援事業	1,833件
----------	--------

(出典)平成27年度支援状況調査

## 2. 就労準備支援事業利用者の特性



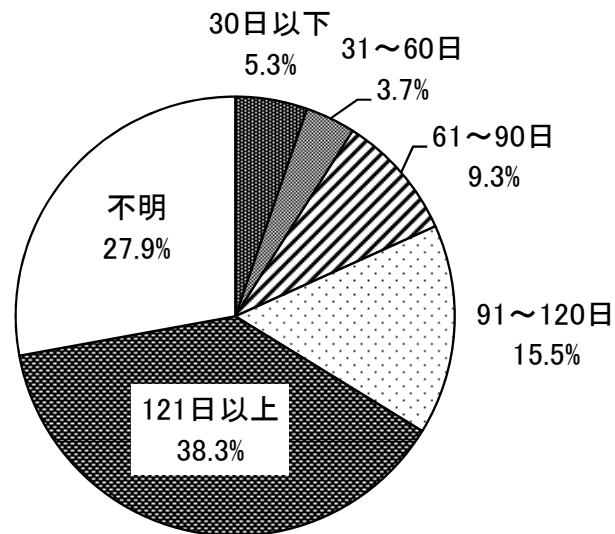
(出典)平成27年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における支援実績、対象者像等に関する調査研究事業」(みずほ情報総研株式会社)。調査対象119自治体の支援決定・対象者数14,746件及びそのうち就労準備支援事業利用者678件についてのもの。(初回プランのみ、複数回答可)

## 就労準備支援事業の利用状況②

- 就労準備支援事業について、
  - 就労準備支援事業の利用期間の平均は約163日
  - 実際の利用日数の平均は約38日、となっている。

### 1. 就労準備支援事業の利用期間

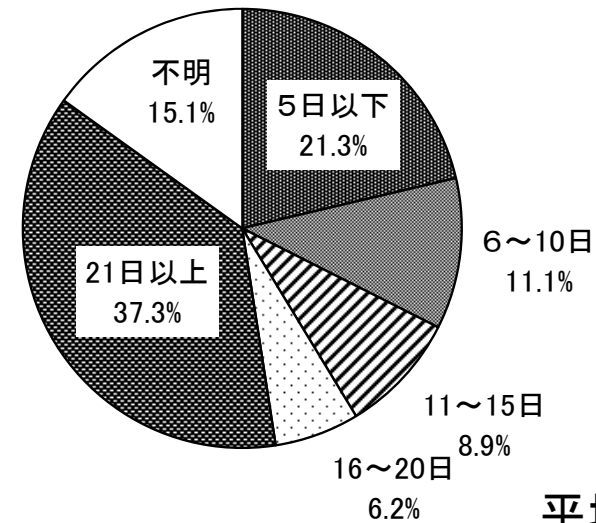
n=678



平均: 163.22日

### 2. 実際の利用日数

n=225



平均: 38.10日

(出典)平成27年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における支援実績、対象者像等に関する調査研究事業」(みずほ情報総研株式会社)。1は調査対象自治体119自治体の平成27年4月～平成28年3月までの就労準備支援事業利用件数678件についてプラン作成時に予定していた利用期間を集計したもの、2は当該678件のうちプランの評価を行ったケース225件について実際の利用日数を集計したもの。

# 就労準備支援事業の効果(実態から①)

- 就労準備支援事業の実態からは、
  - ・ 様々な状態像の人が利用していること、
  - ・ 就労体験等の実践を重視したオーダーメイドの支援メニューを徐々に充実させながら支援していること、
  - ・ 着実にステップアップにつなげていること、等がわかる。

## 【支援イメージ】

### 利用者

- 就労の準備が整っていない人
  - ・ 生活習慣の形成・改善が必要
  - ・ 社会参加能力の改善が必要
  - ・ 自尊感情や自己有用感を喪失
  - ・ 就労の意思が希薄・就労に関する能力が低い 等
- 性別、年齢層、就労経験の有無、離職期間等は様々。

×

就労体験

職場見学

就労準備支援事業所内での軽作業

履歴書作成やハローワークへ通う練習

合宿型の支援への参加

ビジネスマナー講座

ワーク・講座等による自己理解の促進

丁寧な面談

### 【ステップアップの実現】

就労準備支援事業の利用中に関わった事業所で一般就労

自立相談支援事業の就労支援・生活保護受給者等就労自立促進事業の利用

認定就労訓練事業の利用

・・・対象者のニーズに合わせて必要なメニューを開拓

(注)本頁及び次頁は、平成28年8～10月に、生活困窮者自立支援室において就労準備支援事業を実施している21自治体に対して行ったヒアリングの結果等を基に作成。

## 就労準備支援事業の効果(実態から②)

- 利用者の状態像が様々であることを反映して、多様な経過をたどってステップアップしていく様子が見えかわれるが、特に就労体験を通じた変化が見て取れる。

### 【ステップアップの実現】

就労準備支援事業の利用中に関わった事業所で一般就労

自立相談支援事業の就労支援・生活保護受給者等就労自立促進事業の利用

認定就労訓練事業の利用

### 【ステップアップまでの多様な経過】

- 就労準備支援事業による就労体験先の事業所での仕事の適性が明らかになり、本人に自信がつき、事業所内での信頼関係も構築されることで当該事業所での一般就労につながる。
- 仕事のイメージを持つことができるようになること等により、就労に対する意欲が高まり、一般就労したいという希望を持つようになる。結果、就労支援員による就労支援や生活保護受給者等就労自立促進事業の利用につながり、一般就労に向けた就職活動を開始。
- 就労継続支援事業所等での就労体験を実施する中で、本人が障害者雇用枠での就労の意向を持つようになり、家族の理解も得られることで、障害者雇用枠での就労や障害福祉サービスの利用につながる。
- 人とのコミュニケーションが苦手等の課題が克服できず、なお直ちに一般就労することが難しいため、認定就労訓練事業の利用につながり、支援付きで働きながら一般就労を目指す。



# 就労準備支援事業の効果(実態から③)

- 就労体験等の場づくりにおいては、**他事業とのタイアップも含め、地域づくりを意識した取組**も広がってきている。

## 【地域づくりの取組実態】

### 地域活性化

- **観光業界からの依頼を受け**、地域行事(七夕祭り)に用いる装飾作りを実施。利用者の参加や交流の場となっている。(秋田県湯沢市)
- **商店街で毎月開催している「16市」**においてブースを出展し、地域の交流の場となっている。(静岡県富士宮市)
- **商店街の空き店舗を活用した地域活性化事業**として、若者、高齢者、障害者が集う共生型店舗における弁当や総菜の販売等を就労体験として実施。(熊本県熊本市)

### 特定産業での人材不足 解消

- **地域の観光業を支える宿泊業**では、1~2時間でも来てもらえば助かるという仕事があり、就労体験の場となっている。(三重県鳥羽市)
- **担い手が不足している漁網作り**に生活困窮者が従事することにより地域課題を解決。(北海道釧路市)

### 広域的な 地域課題 解決

- 地方の**農業等の基幹産業の人材難**といった課題や首都圏・都道府県を中心都市の人口集中と就労困難・生活困窮者等の就労支援ニーズの存在を背景に、地域を越えて自治体間で自立就労支援を連携して行うことによって、広域的に課題を解決。※就労準備支援事業と他の事業を組み合わせ、就労体験等による意欲喚起等から、訓練付き就労、就労・移住までを推進。(豊中市・土佐町、泉佐野市・弘前市)

# 認定就労訓練事業の推進について

## 認定の仕組み

### 認定主体

(都道府県、政令市、中核市)

認定



就労訓練事業の経営地の都道府県等において認定

### 認定の主旨

- 事業所へのインセンティブの付与  
(税制優遇や優先発注の仕組みの活用)
- 貧困ビジネスの排除  
(法人や事業所の運営の健全性を担保) 等

## 支援のイメージ

### 就労訓練事業

非雇用型

#### 特徴

- ・ 労働基準関係法令の**適用対象外**
- ・ **訓練計画**に基づく就労訓練
- ・ 事業主の指揮監督を受けない
- ・ 達成すべきノルマを設けない

雇用型

#### 特徴

- ・ 労働基準関係法令の**適用対象**
- ・ **就労支援プログラム**に基づく支援
- ・ 就労条件における一定の配慮(労働時間、欠勤について柔軟な対応)

一般就労

連携

非雇用型・雇用型ともに就労支援担当者(※)による就労支援を実施

自立相談支援機関(就労支援員)による定期的・継続的なアセスメント

- (※)就労支援担当者は、事業所ごとに1名以上配置され、以下の業務を行う。
- ①訓練計画や就労支援プログラムの策定
  - ②対象者への必要な相談、指導及び助言
  - ③自立相談支援機関等の関係機関との連絡調整
  - ④上記のほか、対象者の就労支援についての必要な措置

## 期待される効果

- 対象者の状況に応じた**柔軟かつ多様な働き方**を可能とし、**一般就労に向けた着実なステップアップ**を実現する。
- また、就労訓練事業所の開拓等を通じて、**地域における社会資源の開拓(地域づくり)**を実現する。



# 認定就労訓練事業所の認定状況(平成28年9月30日時点)

## (1) 全体状況

認定件数	664件
利用定員合計	2,041名

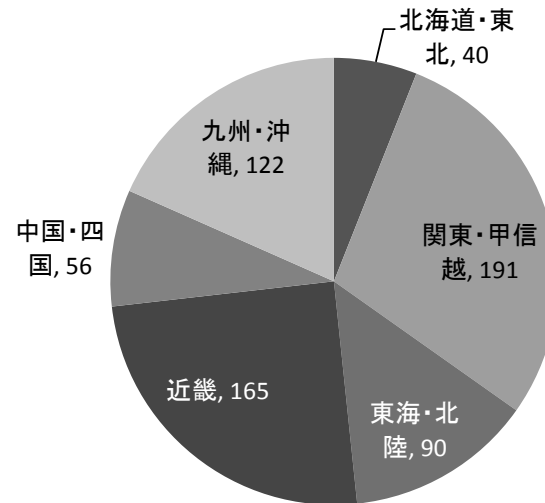
## (4) 法人種別の状況

n=664

社会福祉法人(高齢者関係)	222
社会福祉法人(障害者関係)	80
社会福祉法人(保護施設)	22
社会福祉法人(児童関係)	6
社会福祉法人(その他)	43
NPO法人	117
株式会社	92
生協等協同組合	35
社団法人(公益及び一般)	6
財団法人(公益及び一般)	4
医療法人	4
その他	33

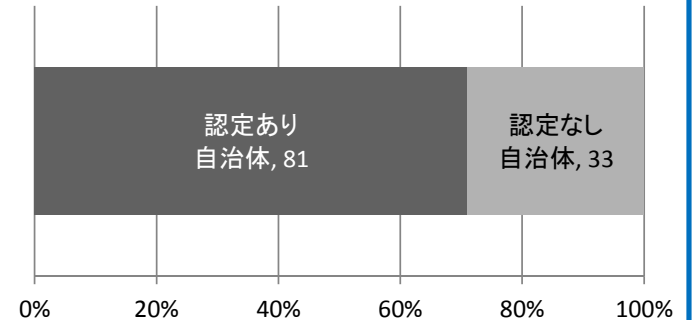
## (2) ブロック別の状況

n = 664



## (3) 認定主体別の状況

n=114自治体



※認定あり81自治体の内訳：  
都道府県35、指定都市14、中核市32

## (5) 予定している主な訓練内容 (n=664、複数回答)

食品製造・加工	40	福祉サービスの補助作業	345
その他製造	37	事務・情報処理	75
クリーニング・リネンサプライ	93	清掃・警備	423
農林漁業関連(加工も含む)	63	建設作業	3
印刷関係作業	10	その他	141

○都道府県別の認定状況  
(平成28年9月30日時点)

北海道	16	滋賀県	7
青森県	5	京都府	2
岩手県	2	大阪府	119
宮城県	9	兵庫県	6
秋田県	3	奈良県	19
山形県	1	和歌山県	12
福島県	4	鳥取県	7
茨城県	0	島根県	0
栃木県	2	岡山県	7
群馬県	1	広島県	20
埼玉県	35	山口県	6
千葉県	47	徳島県	3
東京都	43	香川県	7
神奈川県	39	愛媛県	1
新潟県	1	高知県	5
富山県	2	福岡県	57
石川県	0	佐賀県	11
福井県	13	長崎県	3
山梨県	0	熊本県	0
長野県	23	大分県	2
岐阜県	0	宮崎県	13
静岡県	21	鹿児島県	11
愛知県	45	沖縄県	25
三重県	9	合計	664

※認定主体(114自治体)別の状況  
(都道府県)

北海道	3	滋賀県	7
青森県	5	京都府	1
岩手県	1	大阪府	65
宮城県	5	兵庫県	3
秋田県	0	奈良県	14
山形県	1	和歌山県	12
福島県	2	鳥取県	7
茨城県	0	島根県	0
栃木県	2	岡山県	2
群馬県	0	広島県	5
埼玉県	32	山口県	6
千葉県	23	徳島県	3
東京都	40	香川県	2
神奈川県	0	愛媛県	0
新潟県	1	高知県	3
富山県	2	福岡県	39
石川県	0	佐賀県	11
福井県	13	長崎県	0
山梨県	0	熊本県	0
長野県	16	大分県	2
岐阜県	0	宮崎県	0
静岡県	3	鹿児島県	10
愛知県	3	沖縄県	20
三重県	9	47都道府県計	373

(政令指定都市)

札幌市	11
仙台市	4
さいたま市	0
千葉市	13
横浜市	25
川崎市	0
相模原市	14
新潟市	0
静岡市	2
浜松市	16
名古屋市	38
京都市	1
大阪市	19
堺市	14
神戸市	1
岡山市	2
広島市	6
北九州市	0
福岡市	0
熊本市	0
20指定都市計	166

(中核市)

函館市	1	豊中市	10
旭川市	1	高槻市	1
青森市	0	枚方市	1
盛岡市	1	東大阪市	9
秋田市	3	姫路市	0
郡山市	2	尼崎市	1
いわき市	0	西宮市	1
宇都宮市	0	奈良市	5
前橋市	1	和歌山市	0
高崎市	0	倉敷市	3
川越市	2	呉市	0
越谷市	1	福山市	9
船橋市	4	下関市	0
柏市	7	高松市	5
八王子市	3	松山市	1
横須賀市	0	高知市	2
富山市	0	久留米市	18
金沢市	0	長崎市	2
長野市	7	佐世保市	1
岐阜市	0	大分市	0
豊橋市	0	宮崎市	13
岡崎市	2	鹿児島市	1
豊田市	2	那覇市	5
大津市	0	47中核市計	125

# 認定就労訓練事業の利用状況

- 平成27年度の認定就労訓練事業の利用件数は161件。
- 利用形態としては「非雇用型のみ」が多くなっている。
- 訓練内容ごとの利用状況では、清掃・警備、福祉サービスの補助作業、農林漁業関連(加工も含む)の利用が多くなっている。

## 1. 利用件数(平成27年度)

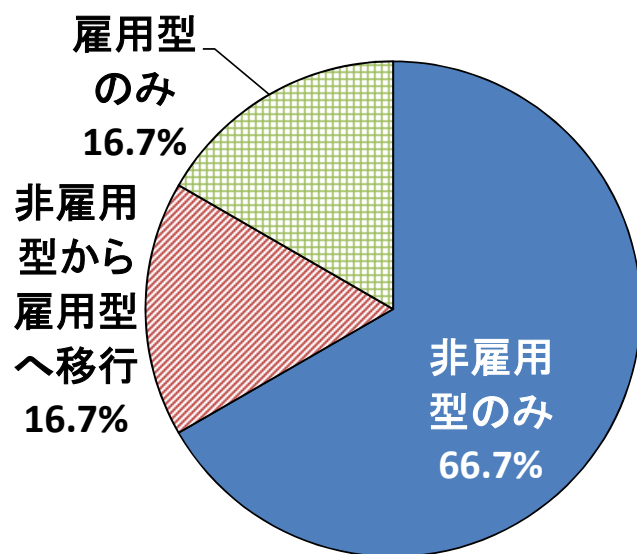
認定就労訓練事業

161件

(出典)平成27年度支援状況調査

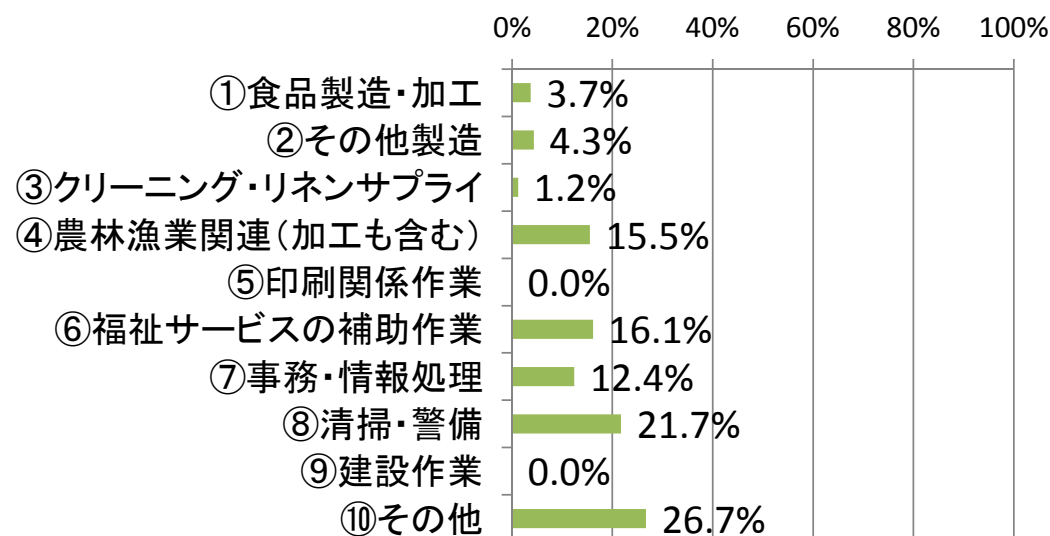
## 2. 利用形態ごとの利用者数

n=120



## 3. 訓練内容ごとの利用状況

n=161



(出典)平成27年度自立相談支援事業等実績調査。2は認定就労訓練事業の利用を終了した120人について集計。3は調査において自治体が訓練内容ごとの利用状況を回答(複数回答可)した164件における利用状況の割合を、利用者数161件について割り戻して集計したもの。

# 認定就労訓練事業の効果(実態から)

- 認定就労訓練事業の実態からは、一定期間継続的な利用を想定してはいるが、その中でもステップアップを意識した支援が行われていることがわかる。
- また、地域ニーズを踏まえつつ就労の場を作り出していく地域づくりにつながっていることがわかる。

## 【支援イメージ】

利用中のステップアップ  
を意識した支援

- 相談者の適性やニーズに応じてひとり一人に合った事業所開拓を実施し、就労実習と企業内支援体制の構築を行うことで、認定就労訓練事業所での一般就労につなげることを目指した支援を実施。(愛知県名古屋市)
- 非雇用・雇用の別だけでなく、報酬・賃金や人事考課等も含めて本人の意欲を高める処遇段階を設定(社会福祉法人風の村)。

## 【ステップアップの実現】

自立相談支援事業の  
就労支援等への  
ステップアップ

認定就労訓練事業所  
での一般就労

柔軟な働き方を継続  
する中での  
ステップアップ

(例)対人面の課題を克服しきれないが、徐々に自分の意思を伝えることができるようになり、職場の戦力となってきている。

## 【地域づくりとのタイアップ】

○ **東日本大震災で被災したカキ養殖の復興**のため、殻付きカキの出荷作業を認定就労訓練事業として実施。(宮城県)

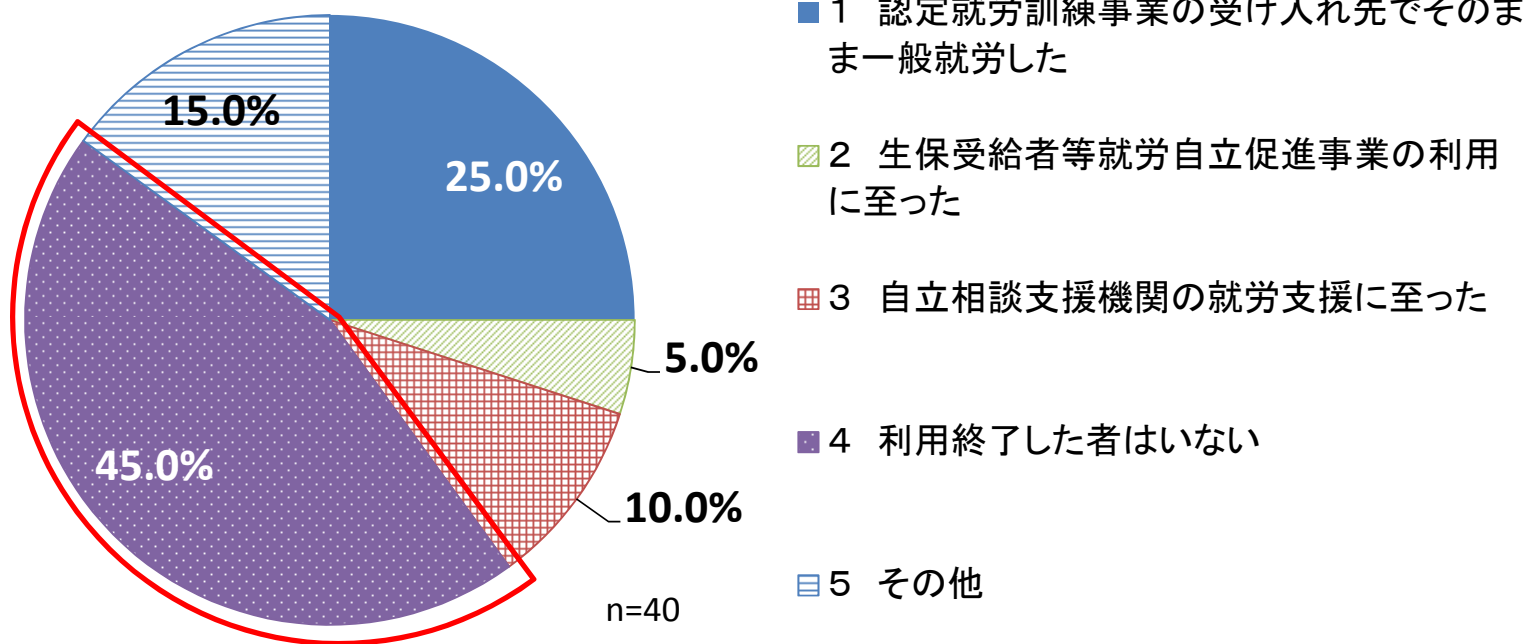
○ 障害者の就労継続支援事業所を運営する社会福祉法人が、**農作業をメイン**にした雇用型の認定就労訓練事業を実施。(鳥取県北栄町)

○ 企業説明会を開催することで、**地域の企業のニーズの掘り起こし**を行うとともに、認定を促進し、地域における就労の場を充実。(千葉県松戸市)

# 認定就労訓練事業の効果（データから）

- 認定就労訓練事業は、一般就労の前に一定の継続的な柔軟な働き方での就労を想定した事業であり、そのような利用パターンが多いと回答した自治体が全体の45%である。
- 加えて、認定就労訓練事業所の受入れ先でそのまま一般就労したパターンが多いと回答した自治体も25%ある。

## 認定就労訓練事業利用者の終了後の状況

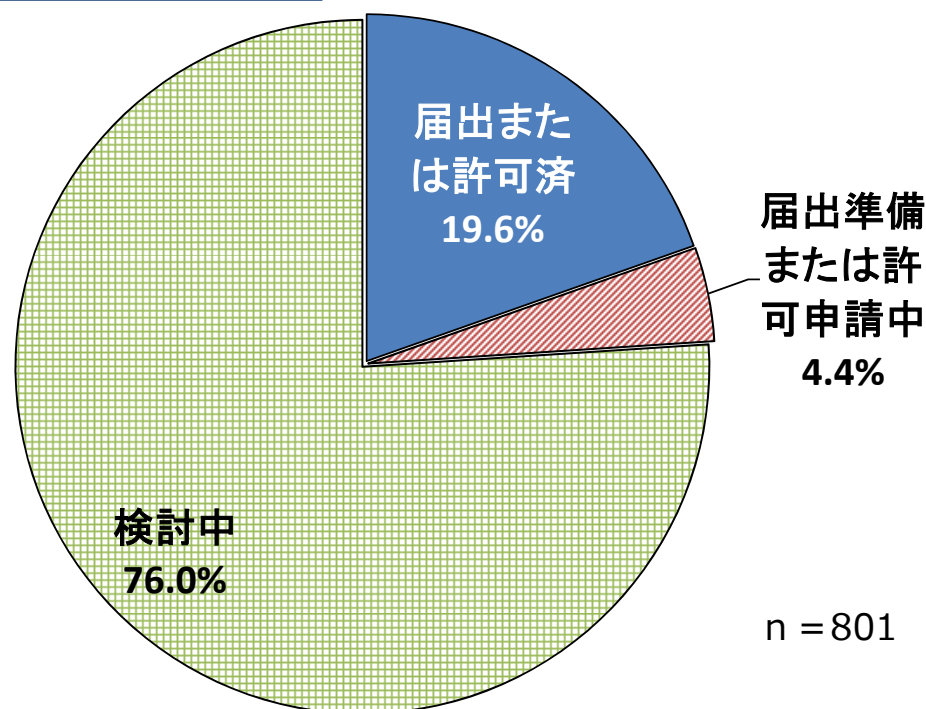


（出典）平成27年度自立相談支援事業等実績調査。事業実施自治体が1～6のうち最も多いパターンを回答したものを集計。

# 自立相談支援事業における無料職業紹介事業の実施状況

- 自立相談支援機関が認定就労訓練事業(雇用型)の利用をあっせんする行為は、職業安定法上の「職業紹介」に該当すると考えられることから、
  - ・ 直営で自立相談支援事業を実施する場合は地方公共団体が無料職業紹介事業の届出を行う必要、
  - ・ 委託により実施する場合は受託事業者が職業紹介事業の許可を受ける必要、があることはこれまで地方公共団体宛て周知してきた。
- 無料職業紹介事業の実施状況について見ると、自立相談支援事業における無料職業紹介事業の実施を「検討中」の自治体が76%である。

## 無料職業紹介事業の実施状況



(出典)平成28年度事業実施状況調査

# 無料職業紹介の具体的な活用実態

- 無料職業紹介事業の仕組みの活用により、意欲・能力の面から見て一般就労が可能となることが見込まれるが、本人のニーズに合ったオーダーメイドの求人を作り出すことで就労しやすい者に対し、本人に合った求人を開拓し、一般就労につなげる支援がなされている。

【支援イメージ】

①本人のニーズ把握

②事業所開拓・求人のアレンジ・マッチング

無料職業紹介の活用が効果を発揮する利用者のイメージ  
=意欲・能力の面から見て一般就労可能となることが見込まれるが、本人のニーズに合ったオーダーメイドの求人を作り出すことで就労しやすい者

- ・ 年金による収入不足を補う短時間の就労ニーズがある高齢者
- ・ 家庭の状況により就労時間を柔軟に設定する必要がある人
- ・ 人とのコミュニケーションが苦手等の理由により、業務内容への配慮が必要な人等

無料職業紹介事業

- ・ 本人や世帯の状況等に応じて求人を開拓・アレンジしマッチング
- ・ 人手不足の事業所への支援にもなる

事業所

- ・ 1日8時間のフルタイムの求人を、障害者2人で4時間ずつの求人や高齢者と障害者で6時間と2時間の求人にアレンジ
- ・ 給与を週払いとする 等

本人や世帯の状況等に合わせて就労時間や業務内容等を事業所と調整する等によりオーダーメイドの求人を作り出し職業紹介を行うことで、一般就労が可能になる。



## 無料職業紹介を活用した個別の求人開拓・あっせんの取組事例①

自治体名	運営方法	取組内容
大阪府 豊中市	直営	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成18年度より無料職業紹介事業を実施。<b>独自に市内等の事業所にアプローチし</b>、相談者の状況に応じた求人開拓を実施。</li> <li>○就労準備支援事業による就労体験を民間事業所の協力を得て実施。<b>民間事業所は「自社で働けるか」という視点で支援を行い、就労の可否を素早く判断し、可能であれば無料職業紹介事業を活用して、当該事業所における一般就労につなげている。</b></li> <li>○また、<b>一般の求人条件に応募できない就職困難者に対しては、本人の状況に応じて、就業時間の調整(1日8時間の求人を、障害者2人で4時間の求人にする、高齢者と障害者でそれぞれ6時間と2時間の求人にする等)、年齢条件を緩和、給与の支払い方法の調整(週払いや日払い等にする)をした上でマッチングを実施。</b></li> <li>○地域の事業所に対して、切り出せる業務を具体的に提案しつつ、求職者の紹介をすることで、求職者と事業所の相互の満足につながっている。</li> </ul>
鳥取県 北栄町	直営	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成27年春に無料職業紹介事業を開始。商工会や農作業人材紹介センターと連携して職業紹介ができる体制を整備。</li> <li>○県と連携して、就労訓練事業を通じて実施する地域づくりに対する補助事業を実施。同事業の対象となった<b>農作業をメインにした事業所が認定就労訓練事業所となり、同事業所に対し雇用型での訓練へのあっせんを実施。</b></li> </ul>
北海道 釧路市	委託 (釧路社会的企業創造協議会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成27年10月から無料職業紹介事業を開始。</li> <li>○地域の事業所とも連携し、軽作業(就労準備支援事業による内職作業)・企業見学・就労体験・企業実習・短時間就労・一般就労という段階的な就労支援の仕組みを構築。</li> <li>○年齢や社会経験の乏しさ等が原因でハローワークの職業紹介だけでは就労することが困難な者については、<b>企業実習・就労体験等の段階的な就労支援を行う中で、事業所と関係を構築し、当該事業所での一般就労を目指す</b>といった支援を行っている。</li> </ul>

## 無料職業紹介を活用した個別の求人開拓・あっせんの取組事例②

自治体名	運営方法	取組内容
愛知県 名古屋市	委託 (市社協 等のJV)	<p>○平成27年4月より無料職業紹介事業を開始。<u>ハローワークの求人情報等をもとに求人や就労体験先を開拓。</u></p> <p>○求人開拓では、本人にあった環境の職場を探し、<u>まずは就労体験先や認定就労訓練事業所として協力してもらい、職場見学や就労体験等を通じて一般就労につなげていく。</u></p>
神奈川県 川崎市	委託 (株)パ ソナ)	<p>○平成26年5月より<u>就労意欲は高いものの採用されにくくなってしまっている高齢者・生活困窮者等に対して、条件を緩和した求人を開拓して、マッチングを実施。</u></p> <p>○具体的には、<u>ハローワークの求人情報等をもとに、週5日フルタイムの仕事の勤務時間を少し短くする、保証人がいない人も受け入れを可能とする、給料を週払いにする、年齢条件を緩和する等の調整を、電話や訪問等により実施。</u>本人の意欲を上げて、企業の条件を下げることで、マッチングゾーンを広げる。</p> <p>○例えば、高齢者の場合、面接の約束ができれば、健康な状態であることを伝えるよう工夫することで就職につながりやすくなる。また、仕事のブランクがある人、健康状態が不安な人は、まずトレーニングやボランティアから入って、仕事ができるかどうかを見極めてもらうよう工夫することで就職につながりやすくなる。</p>
東京都 大田区	委託 (やまて 福祉会)	<p>○平成27年11月から無料職業紹介事業を開始。</p> <p>○<u>求人開拓担当者が地場産業を含む区内の事業所を回り、安定就労ができる求人を見つけたり、求人の切り出し等の調整作業</u>を担っている。</p> <p>○求職中の相談者に対しては、多くの求人の中から日払いや住み込みをはじめ、その人にあった仕事を探し、直ちに企業への打診を行い、履歴書や面接指導を行うことでスムーズな就労につなげている。</p>

社会・援護局 施策照会先（厚生労働省代表電話 03-5253-1111）

施策事項	所管課室	担当係	担当者	内線
生活困窮者自立支援制度について	地域福祉課	総務係	北尾	2853